

- ② 學校社會福祉主事の資格条件の研究（具體的には社會福祉學，教育學，社會學を根幹とする大學カリキュラムの設定）
- ③ 學校社會福祉主事の占める學校機構内の位置，定數，給與，各種經費に関する研究
- ④ 學校社會福祉主事の任務と指導計畫の研究
- ⑤ 一般教師との人間關係及び連帶責任の研究
- ⑥ P.T.A. 機能及び應援可能度の研究
- ⑦ 學校内及び地域社會に於ける福祉資源開發可能度の研究

かくて，同和教育，混血兒教育，朝鮮人教育などの困難極りなき社會問題も亦，私の研究彼岸の對象となる。

結 び

米國の占領政策によつて，日本の教育改革，兒童の福祉の増進は革命的に推進された。しかし今や，日本社會のもつ文化的遲滯は，これを行きすぎとして強い反省を加えんとしつつある。この時にあたつて，架空の理想像を畫かず，日本の社會的現實に直結して，素朴に人間の福祉を護りぬくために，現實社會の基底の上に「學校社會事業」を追求する私の研究方向に御叱正を賜わればまことに幸せである。

「學校社會事業」成立可能假設

をもたないのか、何れも記入せぬものが女子に6名ある。男子は適當に休日をもっている様である。

Ⅲ 生活について 夕食を午前2時にとる者が2名、夕食か朝食か自らはつきりしない様である。食事回数2回のものもある。得た金の全部或は一部を家計に出しているものは(10名)であつて、自己のための消費としては、喰べもの(7名)、映畫(4名)、洋服(7名)、本(4名)がめだつ。貯金は案外多い。(8名)買物は案外、近所の店でする(10名)、百貨店で買うものは(6名)である。

なやみとしては、自己の身體について(5名)、これは就勞による節度のないこと、疲勞感により、結核にかゝらぬかとの不安がある様である。將來については(6名)、家庭については(4名)が心配している。

Ⅳ 家庭について 一世帯人員は平均6.17人で10人世帯のものが(2名)9人が(1名)、8人が(1名)、7人が(3名)となり、多子家庭であるが、一方、兄弟二人の孤兒や65歳或は61歳の父と僅かに二人という淋しい家庭とが對象をなしている。養女(子)3名、住込は男4名、女2名である。父を缺くものは9名、母を缺くものは7名である。家の職業について、「わからない」として子供の理解しにくいものが(4名)ある。恐らくブローカー等であろう。無職も(4名)であり、無記入が(一名)ある。

以上は調査の概要であるが、調査人員24名中、11名が満15歳以上の年齢超過者である事には驚ろいた。このため夜間中學は年齢超過者を救う一つの方法でもあるわけである。更にそれぞれの case が一つ一つの問題を持つているが、特に5名ばかりは、到底尋常の方法では解決しがたい社會的問題をもつている。これらの究明は次回の機會にゆずりたい。

この假調査によつても發見し得られた事は、①學校は息抜きとなつてゐることである。②年齢超過者に見られる通り、學制改革のバスに乗り遅れたものがある事である。③家庭は多子であるか、極小かいづれかである。20代の兄弟がいても家をかまうことのできない現實がある。④親はほとんど子供の福祉のプラスにはなつていない。

二部學級は職業學校、家政學校として、勞働省の援助を受け、親の放任する子供に對する國家の責任としての息抜き Recreation School として、厚生省の支援を受け、更に生活意欲の不充足から來る少年犯罪の豫防對策として警察本部の應援を受けて、學校社會事業體系として教育委員會は成立せしめてゆかねばならぬものであろう。

Ⅳ 假設實證のための將來の研究方向

- ① 學校社會事業を必要とする條件の追求(夜間中學を中心として年少勞働者の生活條件を研究する)

いて pre-test を行つた。

二部學級（夜間中學）實狀調査（西京大學文家政學部福祉學教室）

目的 この調査は、働らきながら勉強している皆さんが、元氣を出してよい人になられるように、世の中を愉快に暮らしてゆけるように、みなさんに志しがあつて、人生のけわしい坂道を登る時には、みなさんの先生と一諸に、應援をしてあげたいと思つて計畫したものです。

答え方 この調査は誰の迷惑にもならないにしますから、正直にありのままを書いて下さい。

必要な所 たとえば

- ① イαには ④, @トシテ下サイ
- ② (男)(女); (面白い) (面白くない) 等不要ナ文字ノ一ヲ消シテ下サイ
- ③ 具體的ニ書クトキハ適當ナ文字ヲ入レテ下サイ。
- ④ 答ハーツダケニ限ルコト

調 査 票

あなたの學年 _____, 年令滿 _____ 歳, (男) (女)

住所 (_____ 區 _____ 町) 前の住所があつたら一つ (_____)

調査日時 (昭和28年 _____ 月 _____ 日) (_____ 中學)

後 時

A 學 業

1) どうして夜學にくるようになりましたか

- イ. 先生にすすめられて
- ロ. 親にすすめられて
- ハ. 雇主 (主人) にすすめられて
- ニ. 自分から
- ホ. その他 (具體的に書いて下さい)

2) 學校は面白いですか

- イ. (面白い) (面白くない) (どちらでもない)
- ロ. どうして面白いですか a 學科が面白い……どんな學科 (_____)
b 友達が面白い (友達と話しができるから)
c その他 (具體的に)

3) 學校にくるのに困ることがありますか

- イ. 雇主 (主人) が面倒なことをいうから
- ロ. 親がよるこばないから
- ハ. 家が遠いから (途中の道が暗いから)
- ニ. 御金がかかるから
- ホ. その他 (具體的に)

B 勞 働

1) 働らいていますか (働らいている) (働らいていない) (家の手傳)

2) どんな種類の仕事ですか

(臨時雇) (見習) (手傳ひ) (力仕事) (製造) (工場) (商店 [販賣])
(配達) (その他)

3) 働らかないが家の仕事を手傳つていますか

(炊事) (洗濯) (留守居) (子守) (その他)

「學校社會事業」成立可能假設

(學校心理學者が協力する) ②保健指導委員會(學校醫營養士養護教諭が協力する) ③職業(生活)指導委員會(職業技能員が協力する)の三重點にプログラムを集中する。これに對する學校側の綜合的あつせん役は、前述の V.T. 即ち學校社會福祉主事である。昭和26年6月、京都市教育委員會が行つた實態調査によつて特長のある P.T.A. 事業をえらぶならば、就學獎勵協議會、防犯懇談會、夜警表彰、優良少年表彰、兒童自治會助成、地藏盆改造運動、心餅運動、共同募金運動、厚生指導費援助、教科書學用品供與或ひは、運動場の地ならし擴張、ゴミ焼却場、足洗場、砂場、自轉車置場、教室鏡、雨傘の設備などを實施している。

National Congress of Parents & Teachers 1950 年度年會の會議録より、更に日本に於いて將來追加したいものを拾ひあげてみる。精神衛生、社會衛生、家庭福祉研究集會(大學學術團體の協賛を受ける)、優秀文化財の忠告或は推せんリスト。運動場圖書館の放課後管理、公園讀書グループ、子供會指導者養成、年少労働法及び養子法の改正要求、難聴兒の聽覺テスト、養護學級出席兒童のための輸送奉仕、病兒家庭出張教育のための資金、特殊教育社會福祉研究のための教師派遣國內及び外國留學、入學前兒童の缺陷調査等がある。

學校社會福祉主事は P.T.A. のあつせん役となると共に、P.T.A. と地區社會福祉協議會との連絡に努める。地區の兒童委員兒童福祉司としていけいして社會福祉資源開發につとめる。日赤奉仕團、婦人會青年團と連絡する。保健所、民生安定所、職業安定所、警察も顔なじみである。地域社會の生活改善、地區改善にも參加する。教育法規、福祉法規の法制化或は改正にまで社會運動をたかめる。兒童を中心とする共同社會組織化の運動が子供の手によつて、子供民生委員運動として徳島縣に於て實施されているとの報告がある(「社會事業」昭26年12月號)。

Ⅲ 既成事實としての「學校社會事業」の調査

(試料を得るための pre-test——二部學級)

學校教育法は既に1951年度現在に於て、養護學校(165名)特殊學級(19,671名)を認めている。かくて身體障害兒、精神障害兒(全國80萬?)は特定の教育を受ける便宜をあたえられている。しかるに新制中學に在籍すると推定され、就勞を必要とする約110萬(かつての高等科修了者及び尋常科修了者の推計)に對して、家庭科、職業科の課程はあるが、文部省は夜間中學の方法を認めていない。しかるに、勞基法は12歳以上の條件付就勞を許可している。就勞によつて長缺その他の事故の生ずる地域に於ては、二部學級(夜間中學)は避けがたい既成事實としての學校社會事業である。京都市に於ては14校547名(26年九月末現在)の在籍を持ち、25年5月より既に三年の經驗をもつている。東京、神奈川、大阪、兵庫、愛知等においてそれぞれ實施されつゝある。私は、「學校社會事業」成立可能假設を實證する一方法として夜間中學の調査を試みた。その第一歩として次の如き質問紙を配布して、先ず質問の妥當性に

して長欠しているのを助ける。不良團の仲間となり脅迫を行っていた児童を、夏のキャンプに送り、或はクラブ活動の中で、新しい友人の一人として治療する。知能は薄弱でも、作業素質の良好、職業適性を発見し得るものには、本人の社會適應性について自信をもたしめる。貧困にして就勞を要する者には延長學級（夜間中學）への收容を計り、修學旅行費の支出については、特殊資金の設定に努力する。榮養不良について榮養士に相談をし、肢體不自由兒或は精薄兒の専門施設への寄託を行う。

Visiting teacher と一般教師との人間關係は、この制度の成否を決定するものであろう。教師は學級集團の中で児童を見てゆく。V.T. は、生活を背景として一人一人の個人差を觀てゆく。教授を受けている児童の顔色から問題を発見しようと努める。教育扶助、學校給食、學童結核、少年非行、不就學、年少勞働、人間關係の不調整等の社會的現實の中で個性を扱つてゆく。問題兒は學級の中に必ず二三名いる。問題兒のために教師は奔命に疲れる。そして教師はこの子供を憎み出す。この時、V.T. の授助が必要となつてくる。時として教師は、この一人の子供の解決を自分でしようとしてあせる事がある。この時、残りの59名は放任される。しかし、V.T. は教師のデリケートな感情を亂して、徒らに猜疑心を起こさせてはならない。しかし知恵のある教師は、問題兒の責任を V.T. に渡してしまふ。問題兒から解放された教師は、問題兒の違つた面を反りみる餘裕をもつ。V.T. の處置を受けた問題兒はやがて教師の學級に復歸する。教師は改めて自信と刺戟をあたえられる。V.T. の任務はスラムなどの生活困窮者地區から住宅地區に伸びている。少年犯罪の後しまつよりは性格形成のための建設的努力に向つている。play gang を play group にやがて社會奉仕のグループに児童は仕あげられてゆく。V.T. は日本に於ても、高知縣に於て「福祉教員」として實施されている。

一方、1,650萬の児童を見守る 800 萬の兩親の組織化も亦、必要である。これは P.T.A. によつてなされる。P.T.A. は、戦前にあつた教育方針の示達を受ける保護者會や、寄附の割當を受ける後援會ではない。嘗てその教育責任を學校に放任していた兩親が P.T.A. によつて再び我が子の幸福のために教育に参加する機縁を得た。しかし P.T.A. のもつこの機能が安易に成就されるものではない。P.T.A. は勿論、①占領軍の落し子である。②自己の子女を中心とする特定の教育活動に限られ易い。③入學卒業によつて會員は高度に流動し、會の安定性に動搖が起る。④會員には母親が多く、父親は職域關係で参加が困難なため社會的迫力に乏しい。⑤財政が弱く、別個に目的資金のための運動を行わねばならないので別に後援會形式を發生せしめる危険をもつ。⑥公立學校の校長は、學校行政官として教育方針示達のため、保護者會を、學校管理の資金應援を得るために後援會を希望して、研究的協議團體の P.T.A. を面倒がる誘惑を感じる。⑦教師はその生活のために P.T.A. 利用の誘惑にかかる。

しかしながら P.T.A. のプログラムは児童の福祉を第一とする。それは ①性格補導委員會

「學校社會事業」成立可能假設

ると、 教 師 685,209 名（京都府 14,659 名）（但し25年度）
 兒童福祉司 455 （京都府 17 名）
 兒童(民生)委員 117,080 （京都府 3,214 名）
 保護観察官 322
 少年保護司 25,400 等となる。

この時にあつて兒童の福祉を守る専門家として、教師68萬人が、單に學科本位に於てのみ分化され、性格指導上、保健指導上、職業指導上、學校運營の機構として職制化されていない事實は驚ろくべきことである。學校の門を一度出ると、兒童は68萬の教師から手放しとなり、僅か455名の兒童福祉司に委ねられ、有志の兒童委員にすべてを御願して、自らは教師集團の微溫湯の中につかつて教科指導に没頭してよい筈はない。

Visiting Teacher Service が正式にとりあげられたのは1945年6月米國教育局の召集した會議の席上で決定された任務に基礎をおく。Visiting teacher は、①就學の任務を扱う（出缺席の注意、不就學長缺兒の發見）。②兒童の問題行爲を調整する（生徒の相談相手、復習輔導の tutor の役目もする。家庭教師のあつせん。系統的な累加記録の保管）。③家庭への連絡、兩親への援助（家庭訪問、P.T.A. の世話）。④地域社會の關係團體への連絡及び必要なる兒童の委託（兒童相談所、民生安定所、警察少年係などへの連絡、各種特殊施設への兒童の委託）。⑤教師への援助（學級計畫の援助、問題兒の引取、學校醫、職業適性員、心理學者との連絡、相談）。⑥地域社會福祉資源の開発（社會福祉協議會共同募金への参加、教育、福祉關係法規改正運動の指導）。

Visiting teacher は attendance officer (truant officer) から出發して、School counsellor の段階を経て School social worker としてその概念は次第に安定しつつある。定員としては一校500名の生徒に一名の學校社會福祉主事、即ち一割ないし二割にあたる50~100のケースを取扱う（社會福祉主事の取扱基準は都市に於いて80ケース農村に於て65ケース）。一般教師のごとく學科は受けもたない。受持つ時はその職務量が、専門職能を冒さない程度とし、職能と直接關係のある一般社會、時事問題、或は職業科家庭科保健科などを擔當する。ホームルーム（擔任）の責任はとらないが、必要に應じて、どのホームにもは入る。特別教育活動にも参加する。面接を中心とし記録を分類ファイルした記録箱を具える一室をもち、一方學區内を絶えず巡回し、家庭訪問の計畫をたてる。事件が起るや、嘗ての學校の様にあわて、隠したり、退學處分にせず、一際を Visiting teacher の活動に委ねる。

I.Q. 119の少年が、家庭内のごたごた、兩親の意見の相違によつて學力低下をしていたのを救う。嚴格な父親、社會的地位のある親、優秀な兄弟をもつ場合、兒童が思ひもよらぬ劣等感に悶えていることがある。親のきずかない近眼のため、難聽のため、數學を嫌ひ、公園を放浪

人 文 學 報

は學校機能の分析によつて、現在の如き平板な教職員組織をもつては、前述の社會現實に對處出來ない事を知ることである。即ち、社會事業家、心理學者、醫師、職業技能員等の學校への参加を職制化することに初まる。それは現在の定員の枠の中でも可能である。それは、もつと具體的に、1週48分の家庭訪問時間をプール化することによつて家庭訪問教師 (Visiting Teacher)、制度を採用することによつて始められるという一つの提案を私はする。さらに Visiting Teacher の關連分野を職能的に分類するならば、次の表となる。

高 校	中 學	小 學
出席記録員 (補導主事) Club 活動運営主事 進學指導員 職業技能員	◎家庭訪問員 (補導主事) 職業指導主事 學校醫 (性教育擔當員)	保健主事 栄養士 (學校給食)

家庭訪問員は、米國に於て既に40年の經驗を持ち、漸次、學校内の學校社會福祉主事として進出を始めている。それは兒童福祉司の如き、學校外環境にある不遇兒童のみを對象としていない。學校社會事業は勿論措置段階より出發するが既に豫防的段階にすゝみつゝある。學校社會事業の對象はすべての中學生に及ぶのである。私は假に次の如き推計を行つて見た。

「學校社會事業」對象中學生人口推計 (昭和二十七年年度)

段 階	對 象 内 容	全國推計	推 計 基 礎	京都市推計	推 計 基 礎
措 置 段 階	I 生活保護家庭 A	24萬	241,844 人 (教育扶助)	千百人 3.8	中學生教育扶助 (京都府) $6,799 \times \frac{110(\text{市人口})}{180(\text{府人口})}$
	II 準保護家庭 A ₁	30萬	$24萬 \times \frac{306,346(\text{給食準保護家庭})B_1}{252,658(\text{保護家庭})B}$	5.0	$3.8 \times \frac{16,698(\text{給食準保護})B_1}{12,356(\text{給食保護})B}$
	小計	54萬		8.8	
豫 防 段 階	III 年少就勞家庭	256萬?	逆 引 算	8.2?	逆 引 算
	VI 年少就勞進學家庭	50萬	493,618 (定時制在籍者)	6.0	6,122 (定時制)
	V 進學家庭	170萬	1,699,744 人 (高校在籍者)	28.0	18,500 (公立高校) 10,000 (私立高校) ?
總 計	全中學生人口	530萬	5,332,515	51.0	51,507 人

註：推計基礎

- ① 第二段階の準保護家庭 (A₁) の推計は、給食費納入困難の小學生準保護家庭 B₁ (文部省管理局統計による實數) を分子とし、同じく小學生生活保護家庭 B を分母とする比、 $= \frac{B_1}{B}$ を中學生生活保護家庭 A に乗じて得たものである。A₁ = A × $\frac{B}{B_1}$
- ② 第三段階の年少就勞家庭は總計よりの逆引算である。
- ③ 第五段階の進學家庭は所謂、 \approx 中流の下 \approx 以上のすべての家庭をふくむ。

次に義務教育を受ける兒童 1,650 萬の幸福を直接見守つてゐる人を 26 年度末現在にて數え

「學校社會事業」成立可能假設

子供の遊び場がないことであり、
 中學に於ては研究時間不足の要求
 によつて、その社會的關心がかき
 消されていると報告されている。
 これは「學校自身のもつ困難」或
 は「豫算不足」に關しての抵抗感

抵抗の種類	小學教員 313 名中	中學 134 名中
教師自身のもつ困難	52%	77%
家庭のもつ抵抗	65%	48%
社會指導機關の不備	38%	18%
學校自身のもつ困難	—	—
豫算不足	—	—

が低いのと併せて、中學に於て、校外補導に關する積極的な意欲が見られないことを知る。それは時間的に身體的に經濟的に技術的に機構的に困難である事を語つている。

一方、校外生活指導の方法に關しては夏期施設の利用、子供會、家庭訪問などであるが、P.T.A. を利用するものは、小學校に於て10%、中學に於ては8%に止まり、手短かな社會資源を積極的に利用しようとする教師の少くないことは P.T.A. 自體の弱さとともに究明する必要のある點であろう。この報告によるならば善意ある教師は、自己の擔任する兒童の福祉を計る方法として、校外補導については自ら無力であると感じている。

教師の勞働過重を解決する方法として、①學級人員を減らす。②學校數を増やす。③職員定數を増加する(例、學級宛 1.5人)、④教具教材教室等の教授環境の整備。⑤給與の改善等となえられる。しかし、これらは茫大な教育財政(教員費のみでも 1,200億圓となる)と結びついている故に、その解決は至難である。しかも大衆處理の公教育に加えて、個人差指導の要求が加重されつゝある。こゝで考えられる事は、一名の校長、35名の教諭時に1名の養護教諭2名の事務職員、30教室、1,500人の生徒という平板な畫一的學校運營のもたらす機能的ゆきずまりである。學校教育は從來の畫一的カリキュラムとその指導方法についての限界を認めて、その解體の一步をとるか。或は、學校運營自體の合理化を考えるかの二つの中の一をえらぶ時がある。さもなくば、學校大企業の安全地帯によつて(たとえ教員組合の給與鬭争や思想鬭争によつて墮眠を貪らずとしても)、そこに微溫湯的な教師集團の墮落は、學閥、地緣閥を因縁として始まる。教育は教師集團のためにあるものではない。それは未來を創り出す兒童の福祉のためにある。學校教育の無力化をえぐるメスは、肥立浅い新制中學をめぐる社會的現實である。

II 問題解決のための——學校社會事業組織化の提案

問題解決の根本は、地域社會を中心に、家庭と學校のもつ教育機能をそれぞれ分析することによつて相補足し、從來の學校教育の枠をとり去ることに始まる。この爲には community reorganization (地域社會再組織化)を必要とする。しかしてこの場合、P.T.A. のもつ役割は大きい。しかしながら現實における P.T.A. の弱體はこの事を當分望み得ないものとする。

他の方法は學校教育合理化の方向である。それは學校社會事業制度の樹立にある。具體的に

c) 問題解決を阻む技術的障害——校外補導を中心として

然しながら、「家庭訪問」或は「校外補導」に對してさかれている努力は一體どういふものであろうか。それはどの様な効果をあげているであろうか。これに關して、教員の勞働量の問題が頭にうかんで來る。教員は教室で教えるだけが仕事ではない。教える爲の準備に時間がかかる。認定講習等の研修を受けねばならない。成績物の點檢、各種調書の作成に、その他前般の教育事務のために、11時間ないし10時間の勞働過重を訴えている。文部省初等中等教育局の教員負擔量調査〔全國小中高校よりの抽出調査、26年12月～27年1月發表〕によるならば、小學校に於て、指導關係に要する時間は9.62時、純然たる事務關係に要する時間は1.19時、合計10.81時となつてゐる。この中、校外補導、P.T.A.、社會教育に使用されている時間は0.42=25分、校外補導については僅に4分強に止まつてゐる（中學に於いては男子8分、女子4分；高校4分）。この最大の男子中學に例をとつて8分とすれば、週間には8分×6日=48分である。これは週一回の家庭訪問に要する時間としては、恐らく不十分であらう。若し、これを平板に學級生徒50名に割宛るとすれば、年間一回の儀禮的訪問となる。この場合に於ても、これをプールすれば、問題兒5名に對して10回の訪問に集中することができる。教育社會學の同學の友である堀松武一氏（東京學藝大學）が、昭和二七年十一月の日本教育社會學會席上にて發表された淺草綜合研究の一部としての「校外補導」に關して次のごとき事實を知り得た（27年4月—9月までの經驗記録）。

即ち、「一週間平均何時間ぐらい校外生活指導に割きましたか」の質問に對して、134名の中學教員は次表の如く答へてゐる、

時間	0~1時間	1時	1~2	2	2~3	3	3~4	4	4~5	5	6	7	8	9	10	不明	計
人數	11名	19	16	22	7	19	5	7	1	4	3	1	1	0	2	16	134名
人累數計		30	46	68	75	94	99	106	107	111	114	115	116		118	134	

一時間以内のものがもつとも多く、10時間もさける教師が二名あるが、平均は2時間以内のものである。しかしこの一時間或は三時間というのを正確に比較することは困難であり、面接質問によらねば正確は期しがたいと堀松氏は言つてゐる。

更に校外補導を行うにあつての抵抗について、「校外生活の指導にあつたて、どのような隘路、困難、抵抗がありましたか」の質問に對して、次表の如き結果で出てゐる。

「中學教師自身のもつ困難」というのは研究の時間がなくなる。研究の時間がとりたいとの聲が壓倒的であると堀松氏は報告している。家庭のもつ抵抗も相當に高く、家庭訪問の技術の困難を語つてゐる。「社會指導機關の不備」を歎く聲が小學校に多いのは、具體的には淺草に

b) 問題資料所在の焦點としての新制中學

上述の問題資料の所在は給食費問題を除いて、その多くが新制中學にその焦點をおいている事は容易に見ることができる。終戦前の舊制度に於いて、中等學校にも高等科にも入學せざる者、及び高等科のみを卒業した者を含めて12歳～15歳の年少労働者約110萬（家業或は就勞）は、かつて青年學校に於いて捕捉されたとは言え、所謂學校教育の埒外にあつた。これらの就勞人口は、今や新制中學の義務の枠には入つた。そこに不就學長欠の問題、少年非行の問題が發生したのは當然である。知能薄弱、學力不達成の問題を處理しなければならなくなつたのも當然である。敗戦後の社會的經濟的不安に加えて、青年期第一期の生理的心理的不安も亦、こゝにからみあつている。然るに新制中學は、小學校と舊制中等學校とのすき間を無理矢理にかきわけて、血をにじませ、身を削ぐ様な思ひて、裸のまゝ飛び出して來た。敗戦日本を救うたよりは、唯一つ文化國家、教育國家との掛け聲に、國民は無理をして新制中學の校舎をつくり出した。筆者が、昭和23～26年に京都府教育委員會に勤めていた時、關係したのは高等學校の再編成であつた。それは先づ新制中學への校舎轉用に初まつた。私の嘗ての母校であつた京都二中也亦、洛南中學として新制中學の校舎となつた。舊制中學或は高等小學校の校舎を得た新制中學は別として、新に建造されたバラック校舎（高野中學などの十六校舎）或は舊兵舎（藤森中學、深草中學）の中のグラウンドウ、そこに舊制中學の備品を少しでも新制中學に貸與しようとして夜を徹したことを憶ひ出す。公平無私なるべき役人でありながら、筆者は裸で生れた新制中學に秘かな愛情をよせざるを得なかつた。昭和二十五年「京都府教育委員會報告書第一年」を編纂した時、府下相樂郡の和東中學新校舎落成式の寫眞を得た。そこにひるがえる日の丸の旗を見た。その日まで私は敗戦日本の日の丸の旗に無感動無感覺であつた。しかし、この日から再び日本に對する新しい愛情が湧きおこつて來た。

新制中學出發して既に六年。しかも前述の問題資料はことごとくに新制中學にその焦點をおいている。新制中學は、専門學校大學への進學をめざす出世街道の舊制中等學校（昭和10年現在で三年迄として183萬）、家業家事に従事する高等科の220萬と高等科修了後工場或は農村に働らく年少労働者110萬、その他、若干の小學校卒業者を加えてこれらを併せて一堂に收容し全國530萬の新中をつくりあげた。職業科家庭科社會科が誕れた。新しい教師は新しいカリキュラムの指導に、資格獲得の認定講習に多忙を極めた。前述の問題資料の解決は、教室内の指導案によつては絶対に成就されない。それは更に特別教育活動「家庭訪問」或は「校外補導」による努力を必要とした。

れるように、過半は就労或は手傳をしている。それは、經濟事情を根柢としているから、就學時間をこめて7時間という規定は到底守られ難い。しかもこれらの長缺兒童を教育より放置する理由はない。従つて、こゝに中學に於ける延長學級（二部學級、夜間中學）の必然性が出てくる。これらと關連して年少労働者の技能不足、或は職種の不安定を除却するために、失業年少労働者の義務的入所のための職業補導所の強化（現在、全國に於いて23,780人の養成にとゞまり、しかも年少者に限られてはいない）未成年者のための特定の職業安定所の設置。更に進んで、年少失業労働者を吸収する國土資源開發のための公共事業〔これには米國のC.C.C.（民間資源開發團）或はN.Y.A.（全國青年機關）の經驗が一つの資料となる。日本に於いても、學徒援護會を中心に大學生の資源愛護國土緑化の運動が夏期に學生キャンプとして行われているのは参考となる。〕の計畫など、中學校或は高等學校に於ける職業指導と相まつて、學校集團内に於ける非常に大きな事業組織を要求するものであろう。

ハ. 少年非行について

青少年犯罪は敗戦の社會的混亂によつて著るしくその數字をたかめた。一方、兒童の基本的人權の尊重は個人差の認識となり、少年の欲求不満から發生する非行という考え方を少年犯罪の中に持ち込んだ。それは犯罪というよりは矯正し得られる非行として考察されるに至つた。昭和25年度に於て京都市に於て檢擧された犯罪少年は3,993名に及んだが、虞犯少年、問題少年として扱われたものは、その約3倍である12,115名であり、その半ばは中學生であると報告されている。東京都に於いては26年度に於いて實に143,029名が街頭補導を受けている。經濟的因子による非行は漸次減少するであろうが、心理的情緒的因子によるものは容易に減少する事はないであろう。それは個人の欲求の充足と深くからんでいるからである。それは社會的因子としての價値の混亂（道德の動搖。親の躰と子の解放との不一致）とつながり、事柄が心理の深層に屬するものであるが故に、最低教育費、學校給食、或は不就學長缺の就労兒童問題のごとく、經濟的處理のみをもつてしてはこれを合理化する事は容易でない。しかも少年當事者の缺陷のみならず、その家庭の缺陷。近隣の缺陷。學校の缺陷とからんでいる。少年非行の問題は價値の混亂と關連する故に道德教育の問題となる。それは夫婦を中心とする家庭福祉、正しい性道德。親子を中心とする兒童福祉並に老人福祉。地域社會を中心とする相互扶助共同募金などの福祉道德。國家を基礎とする社會保障道德（社會保險料を完納し、濫療を控える）、公共の福祉の爲の愛國心の問題となる。これらは、特別教育活動、P.T.A.活動、校外補導活動によつてのみなし得られる學校社會事業である。

「學校社會事業」成立可能假設

かつた。24年5月。總理府内の青少年問題協議會によつて三十日以上長缺の條件のもとに調査された數字は、小 397,389, 中 338,271, 計 735,660人(除東京高知)となつたが、長缺或は不就學の定義も漠然としていた。當時は學齡簿に未登載の浮浪兒もあり、更に學簿薄との照合も充分になされてはいなかつた。しかし、不就學は就學免除或はゆうよ、或は學令簿にありながら學籍簿に遂に姿を現はさぬ者と限定するに至つて、長缺日數による測定は可能となり、問題を正確に把握できることとなつた。かくて、文部省が26年

	全 國	京 都 市
小	92,275人	1,415人
中	156,563	2,261
計	248,838	3,676

(教育統計27年10月)

10月末現在に於いて五十日以上(授業日數 150 日の $\frac{1}{2}$ を基礎とし、更に連続及び斷續の區別を明らかにした)缺席者を長缺とした調査は、最近の數字としてもつともまとまつたものであろう。

これらの長缺兒童を原因別に見るとき、小學校に於ては、本人の病氣(40%)家庭の無理解(25%)勉強ざらひ(9%)がめだち、中學校に於ては、家庭の無理解(29%)、家計の負擔(20%)、本人の病氣(15%)、勉強ざらひ(14%)、教育費が出せない(9%)がめだつている。中學校に於ては經濟的理由と思われるものが、身體的理由或は心理的理由よりも遙かに多く57%にのぼるものと考えることが出来る。京都市の中學校においてはこの數字は次表となる。

經濟的理由		心理的理由	
家庭の無理解	337人	勉強ざらひ	458人
家計の負擔	435		
教育費が出せない	209		
計	971		458

就勞職種を見ると、留守番、子守、看病が685名、女工、日雇、雜役、大工、清掃が169名が最も多い。東京都の調査では、工場の製造勞務が1,643名で第一位を占めているが、京都市では僅かに86名で顯著でない。更に長缺兒童は男子より女子の方が多いのは一つの特長であるが、京都市に於ては、長缺男子の924名に對して長缺女子は1,337名に及んでいる。長缺兒童対策は、以上の調査から、經濟的援助、就勞兒童に對する特別學級、並に知能薄弱或は身體障害兒童に對する特別學級の二つにしぼる事が出来る。これらも亦、社會事業的問題である。

二. 年少勞働について

15歳以上の年少就勞人口は約500萬、とくに工業關係者は約150萬と稱せられる。15歳~17歳總人口5,076,302人(昭和22年國勢調査)に對しその半數以上は就勞人口となる(高校在學者は昭和26年度において定時制を含めて2,193,262となる)。15歳~17歳の年少勞働者に對しては、定時制、通信教育、或は青年學級がある。しかし15歳~12歳についてはかゝる施設は認められていない。しかも、勞働基準法は、就勞最低年齢を15歳と定めながら、職種によつて12歳以上~15歳迄の除外規定をもうけている。この時、許可證明書が必要であるが、長缺兒童の調査に見ら

として、生活困窮児の教育的危機を救う有力な資金とすべきものではないであろうか。不良少年團員となつた一生徒を救う方法として夏期キャンプに送つて新しい友人を得せしめるためには少くとも千圓の資金が必要であろう。米國に於ては集團治療 Group work therapy のための資金が用意されている。英國に於いても田園休日資金 Children's Country Holiday Fund がある。教育扶助を受けないすれすれの困窮家庭、その多くは母子家庭であるが、これらの家庭にとつての教育費の支出、とりわけ P.T.A. による寄附要請は（年額全國平均 856 圓）は想像し難い苦痛をもたらす。28年4月より母子福祉資金貸付法によつて高校以上の母子家庭の生活に對して修學資金の貸付が行われる。兒童をめぐる家庭の經濟からくる教育的障害を除去する努力は學校社會事業の組織を確立して始めて積極化され得る。

ロ. 學校給食費問題

學校給食費は教育扶助として實費をもつて支給されるから、生活保護を受ける兒童にとつては困難は起らない。學校給食費は昨27年5月ガリオア資金の打切によつて、1日9圓（月180圓）の費用が15圓（月300圓）に値上げとなつた。學校給食費の値上げを痛切に苦痛とする兒童は京都府において16,698人の準保護及び要保護兒童である。

	生活保護法適用 小學校給食兒童	全兒童比	準保護	比	要保護	比	計	比
全 國	252,658 人	(4.124%)	127,199	(2.076)	179,237	(3.007)	559,094	(9.126)
京都府	12,356	(6.12)	4,280	(2.12)	12,418	(6.16)	29,054	(14.38)

（文部省管理局調査27年8月）

小計 16,698人

教育費、給食費の支出に泣くものは、生活扶助適用の第一次貧困段階の者ではなくして、第二次貧困者たる、準保護及び要保護家庭であつて、學校給食費問題はこの borderline 段階に對して世人の注意を求めたものである。これらの第二次貧困児を救うために、國庫補助の増額、府縣市町村の補給金の申請、P.T.A. の應援、給食副食物の共同購入、或は栄養管理など、學校社會事業の組織化を必要としている。學校給食の問題は、兒童手當と共に現物給付として、英國に於ては、社會保障制度の一部として實施されている。

ハ、不就學長缺兒童問題

戦前、日本の就學率は世界に冠たるものとされていた。しかしこの就學率も、前述の如く、明治29年に於ては、僅に64%にすぎなかつた。敗戦後、戦災者引揚者の激増。浮浪児の發生等（昭和23年には36,288人に及んだ、その前年、施設に吸収されたものは僅かに4,080人であつた。23年9月「浮浪児根絶緊急対策要綱」が決定された。）の社會的混亂の中を新制中學は出發した、かくて不就學長缺兒童の問題は世人の關心を引くこととなつたが、その實態は容易につかむことができない

「學校社會事業」成立可能假設

思惠的給食となつた。

昭和22年。教育基本法第三條は經濟的理由による修學困難者に對しては獎學の道を講ぜねばならぬことを定め、義務教育に關しては、昭和25年に至つて生活保護法による扶助の一つとして教育扶助を設定し、こゝに生活困窮の故に、就學の道を拒まれることは法制上にはあり得なくなつたのである。

2. 現實の問題資料——基準統計を参考に

a) 問題資料の内容

イ. 義務教育の無償について

義務教育の無償は憲法第26條の保障する所であり、困窮者のための獎學の道は、「教育扶助」(昭和27年4月現在、京都に於て年額最低：小學校一年1,560圓、最高：中學校一年5,050圓)となつたが、この該當者は次の通りである。

	全 國	京 都 府	京 都 府 全生徒比	
小	565,200 名	16,237 名	7.37 %	全國第三位
中	241,844	6,799	6.98	全國第四位
その他	6,387			
計	813,431 名……………(全國生徒比 5.05 %)			

(昭和27年5月1日現在、)
(文部省調査速報27年11月)

この教育扶助には教科書、學用品、通學用品(運動靴、番傘等)實驗實習見學の費用がみこまれてある。しかしこれは金銭給付で親に渡される爲に、心掛の悪い親はこれを生活に喰つてしまわぬとは限らない事が再三報じられている。教育扶助はこれを、生活扶助から完全に切り離し、獨立單給とし、親の申請と同時に學校長の副申をつける事とし、これを現物給付として學校長に委任することがより教育的である。文部省は現在實施中の教科書無償配布と合せて、就學獎勵法案要綱を考えている様である。教育扶助は一應、最低教育費の基準を示すものであろう。しかしながら、教育費は文化的性格をもつが故に、最低生計費以上に、その最低基準の決定は容易ではない。厚生省が勞働醫學心理學研究所に委託して分析せしめた「兒童の生計費に關する研究」(昭27年1月)によつて中學校の場合をとると、實驗實習見學費に於いて年額400圓を220圓と過少見積りをし、更にテキスト代100圓ブルーマー(運動用パンツ)代150圓校友會費240圓(月20圓クラブ活動費として避けがたい)更に免除を受けると假定してP.T.A.會費840圓(月70圓)等が教育扶助の中には算定されていないことを知る。生活困窮兒の修學旅行費について學校の困惑する事をしばしば聞くが、生活困窮兒の爲に特別資金の運営が必要である。所謂就學獎勵費が僅少なため、この費用は生徒一人宛、何本かの鉛筆或は何冊かのノートとなることを聞くが、例令それは總額一萬圓であつても、これを分割配布せず、プール

更に 1852 の義務教育法は Compulsory Attendance Law として、出席義務を強調して年少労働禁止のふくみをもち児童福祉的性格を持つていた事が注目される。

日本に於ける公教育の發生は明治五年の學制である。小學校入學勸奨にあつての太政官被仰出書は「……夫の道路に迷ひ、飢餓に陥り家を破り身を喪うの徒の如きは畢竟不學よりしてかゝる過ちを生ずるなり……但從來踏襲の弊學問は士人以上の事とし、國家の爲にすと唱ふるを以て、學費及其衣食の用に至る迄多く官に依頼し、之を給するに非ざれば學ばざる事と思ひ一生を自棄するもの少からず、是皆惑へるの甚しきもの也、自今以後此等の弊を改め、一般の人民他事を抛ち自ら奮て必ず學に従事せしむべき事。」とのべている。その趣旨の市民的であり、生活改善、社會福祉を説く所、後年の富國強兵の軍國教育と比較して著るしき對照をなすものであるが、この學制には貧人小學（仁惠學校）の制度をもつて、生活困窮者子弟が身をたてる道を開いていた。かくて、明治十年代に於いて東京には、救民學校、庶民夜學校、江東學校、神谷小學校等が存在した。明治 19 年に至つて、小學校令による小學校の發足と共に、貧困者のための簡易科が設けられ、その授業料は區町村費をもつてまかなわれた。この時、東京に於ては、簡易小學校教員速成傳習所、慈愛學校、相愛學校、淺草慈善學校等の名前が見える。しかるにこの簡易科は 23 年に至つて廢止され、小學校令第二十一條に於いて、貧困者の就學の猶豫又は免除の規程を設けた。當時、小學校は授業料の徴收を續けていたので、このために特に貧困者のための就學便宜を計ることはなくなつた。従つて、「貧民學校を起すべし」の論（横山源之助：「日本の下層社會」明 31 年）となつた。當時明治 29 年の就學状態を見ると、就學兒童は 4,615,842 名（64 %）に對して不就學は 2,571,217 名（36 %）で、その中、貧困によるものは 1,484,694 名という數字があげられている。當時、授業料全廢論が起つていたが、横山氏は富貧の別なく就學せしめても、貧家の子は筆墨の費用に苦しむことを心配し、寧ろ、短期に實用の學を習得せしめる事及び、家庭教育の缺陷を補うことがより急務であるとして、貧民學校の復活を主張している。當時東京に於ては、アンデレー教會の愛憐學舎とか、或は有信學校、五厘寺小屋、萬年町共同夜學とかの任意の私立學校の名前が見られる。しかるに、明治 33 年に至つて「市町村立小學校教育費國庫補助法」が成立して、授業料の徴收はなくなつたが、貧民學校的存在は、尙、各地に残り、京都に於ては明治 40 年代に於いても子守教育所と稱するものがあり（京都府誌）、東京に於いては尋常夜學というものが残つた。文部省は昭和三年「學齡兒童就學獎勵規程」を設け、國庫補助金を計上しこれを各府縣に交附し、更に市町村をして貧困兒童の就學について學用品或は食物の支給を行わしめた。昭和の初期に於ける經濟恐慌は、農村に都市に多くの缺食兒童をうんだが、昭和七年には政府は「學校給食臨時施設方法」を定めた。昭和 10 年に於て給食を受けた兒童は 654,362 名に達したと言われる。學校給食は敗戦日本の一般的貧困によつて、昭和 22 年に至つて全國一勢に行われ Lara 或は Unicef の

「學校社會事業」成立可能假設

(1774~1780; 彼の29歳~35歳)とシュタンツの孤兒院(1798~1799; 彼の53歳~54歳)を頭に描きながらこの一文を書き始める。兒童は萬葉の昔から白銀よりも黄金よりもまされるものとされたが、一方、山椒太夫の人買の話や、櫻川の謡曲に、或は徳川に於ける殺兒棄兒の事實に、兒童虐待の數々は珍らしくもない。しかるに二十世紀の到來と共に子供の世紀は訪れ、1909のWhite House Conferenceとなり、我國に於いても、昭和二十六年五月の兒童憲章によつて、兒童に對する正しき觀念は確立した。

兒童は現在、貧困の故に、知能の薄弱の故に、身體の障害の故に、就學或は進學を阻まれる事はない。この事は義務教育によつて見事に成就されている。しかし一方、義務教育の歴史は、國家が家庭から教育を次第に掌握した歴史である。それは細民處理、文盲退治、富國強兵(國民學校、青年學校)思想的政治的統一(教學)、公共の福祉という國家強權の方向によるものと同時に、貧民救濟、社會改良、生活水準の向上、年少勞働の抑制、地域社會の福祉、基本人權の尊重、兒童の幸福という國民の要求に答えるものとを併せ有している。

未來を創る兒童の教育は、僧院に於て、王侯の城閣に於て、或はギルドの相互扶助制度の中でそれぞれ實施されて來た。しかし貧困兒童の教育については、英國の宗教團體が設けた慈善學校 Charity school (1680)による教育が顯著なものである。それは引き續き、基督教知識普及協會 Society for Promotion of Christian Knowledge (1699)並に外國福音傳道協會 Society for the Propagation of the Gospel in Foreign Parts (1701)の經營する慈善學校となり、倫敦に於て一時は、1,461校24,629名の生徒を收容したと言われる。この運動は更に Robert Raikes の日曜學校運動(1780)となつた。國土を異にするが、ペスタロッチーのノイホーフの貧民學校(1774~1780)も、シュタンツの孤兒院(1798~1799)もこの頃の事である。Robert Owen による工場託兒所の開設も1799の事である。更に1811に至つて、全國貧民教育振興會 National Society for promoting the Education for the Poor.* が國立教會の牧師 Andrew Bell を支持し、1814年には、大英國及び海外學校協會 British and Foreign School Society が貧民街小學校長であつた Lancaster を支持して、monitorial system (助教生制度)の發見によつて、數百名の兒童に對する一齊教授が行われ、公衆教育の機運は一層に高まり、1833年に至つて英國政府は始めて公衆教育に對する國庫補助を行ひ、1838年には貧民教育調査委員會が設けられ、更に1870に至つて「初等教育法」が成立した。續いて Charity Organization Society 慈善組織化協會は授業料の無償、學校給食を考えたが、1906年に至つて學校給食法 Provision of Meals Act が成立している。

米國に於いては Massachusetts 州が教育について古い歴史をもつている。この傳統は1836年に至つて15歳以下の兒童は就學を條件としなければ工場採用を許可しない旨の法規を定め、

* 「國立教會の原理に従い、イングランド及びウエールズの貧民の教育を進める國民協會」

「學校社會事業」成立可能假設

寺 本 喜 一

序

- I. 假設定のための資料の蒐集及び觀察
 1. 歴史的資料の蒐集——主として義務教育の展開について
 2. 現實の問題資料——基準統計を参考に
 - a) 問題資料の内容
 - イ. 義務教育の無償について
 - ロ. 學校給食費問題
 - ハ. 不就學長缺兒童問題
 - ニ. 年少労働について
 - ホ. 少年非行について
 - b) 問題資料所在の焦點としての新制中學
 - c) 問題解決を阻む技術的障害——校外補導を中心として
- II. 問題解決のための一つの提案——學校社會事業組織化の提案
- III. 既成事實としての「學校社會事業」の調査
(試料を得るための pre-test——夜間中學)
- IV. 假設實證のための將來の研究方向

結び

序

貧困或は生活に關する卑近な問題を應用的に扱うことは學術的でないと叱責されるかもしれない。現實の社會問題を具體的に扱うことは無謀であると輕侮せられるかもしれない。私は輕卒であり焦燥感にかられる故に、古典的基礎的究明から現實的近視眼的處置へ迷ひ出した亡者であらう。

私は「學校社會事業」成立可能の念願をもつている。しかしながら、この假設を實證する爲の充分な準備をなし遂げているわけではない。唯、この假設定のための資料の蒐集に取りかゝつただけである。しかもその乏しい資料の觀察から一應の提案をしてみたい。更に假設證明の試料を得るためのいくつかの調査の中の一つの pre-test にとりかゝつた。この様にして、この假設實證の爲の將來の研究方向を決定したいと思つている。

I 假設定のための資料の蒐集及び觀察

1. 歴史的資料の蒐集——主として義務教育の展開について

學校の發生について、その歴史的經過に關し、様々な見方がある。しかし私は、兒童は未來を創り出すものとする故に、もつとも素朴に、かのペスタロッチーのノイホーフの貧民學校